

2024年9月2日（お知らせ）



令和6年台風10号の被害により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

この度の台風10号により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。
災害救助法が適用された地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を実施させていただきますので、お知らせします。

記

1. 対象地域

下表記載の災害救助法が適用された地域

	市町村
災害救助法 適用市町村	[福岡県] 久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、糟屋郡志免町、新宮町、粕屋町、遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、嘉穂郡桂川町、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、八女郡広川町、京都郡苅田町、みやこ町、築上郡吉富町、上毛町 [大分県] 大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠町 [宮崎県] 宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、綾町、児湯郡高鍋町、新富町、川南町、都農町、東臼杵郡門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、西臼杵郡高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 [鹿児島県] 鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、鹿児島郡三島村、十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、始良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2024年7月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります）、8月、9月および10月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り申し受けません。

(3) 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年2月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

3. その他

(1) 上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である九州電力送配電株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」をご提出いただくことがあります。

(2) 特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以上